

平成29年3月10日

お客様各位

川口信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について  
(還付金詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の振り込め詐欺被害が多発するなか、キャッシュカードを使用した振込に不慣れな高齢のお客様をATMに誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、こうした高齢者の還付金詐欺の被害を防止するための対策として、下記のとおり、一部のお客様に対して、キャッシュカードによる振込取引を制限させていただきます。

急な対応となりますが、お客様の大切な預金をお守りする為の対策であり、何卒ご理解いただきますようお願い致します。

記

1. 利用制限内容について

下記のお客様はATMでのキャッシュカードを使用したお振込ができなくなります。  
平成28年12月末現在70歳以上、かつ平成26年1月から平成28年12月までの3年間キャッシュカードによるお振込をされていないお客様。

2. 利用制限実施日

平成29年3月21日（火）より

3. 上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでの振込を希望される場合、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申出ください。お届け印鑑をご持参頂き、本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

※キャッシュカードによるお預入やお引出しは従来どおりご利用いただけます。

以上